

## 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱

平成22年10月25日  
小美玉市教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小美玉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、小美玉市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ検討し答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 小美玉市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- (2) 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について
- (3) 前号に定めるもののほか、教育委員長が必要と認める事項について

(組織)

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 学校長代表
- (4) 小中学校保護者代表
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前項と同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。

6 会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

(作業部会)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する

2 この告示は、小美玉市教育委員会からの諮問に対し答申した時点を以って、その効力を失う。